

令和5年度福島県廃炉関連産業連携体制構築事業
公募型プロポーザル募集要領

1 業務名

福島県廃炉関連産業連携体制構築事業

2 業務概要

本業務は、廃炉関連産業へ新規参入や業務拡大に取り組む意欲を持つ中核となりうる県内企業の掘り起こしを行い、情報共有の場（プラットフォーム）を創出し、廃炉作業における理解醸成や業種ごとの課題共有を行うことを目的とする。また、中核となりうる県内企業に対し、廃炉産業参画に向けたコンサル支援を行い、県内企業の技術力向上、競争力強化を図ることを目的とする。

3 業務仕様

別紙業務仕様書のとおり

※具体的な実施内容については、企画提案書の選定後に、提案内容を反映する。

4 見積限度額

28,000千円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

5 参加資格

企画提案書を提出する者（以下「提案者」という。）に必要な資格（以下「参加資格」という。）は次のとおりとする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 募集要領を公示した日から契約締結日までの期間において、県における入札参加資格制限措置要綱の規定に基づく入札参加制限中の者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者（同法第41条第1項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者（同法第33条第1項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）に該当しないほか、次に掲げる者でないこと。

ア 役員等（提案者が個人である場合にはその者を、提案者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）。

イ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与している者。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加

える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどした者。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者。

(5) 福島県の県税を滞納している者でないこと。

(6) 消費税または地方消費税を滞納している者でないこと。

6 実施のスケジュール（予定）

項目	日程
公募開始	令和5年6月29日（木）
質問書の受付期限	令和5年7月 5日（水） 17時
質問への回答	令和5年7月10日（月） 予定
参加表明書提出期限	令和5年7月12日（水）
企画提案書等提出期限	令和5年7月19日（水） 17時
審査（面接審査）	令和5年7月26日（水） 予定
審査結果の通知	令和5年7月下旬
仕様協議・契約	令和5年7月下旬

7 手続きに関する事項

(1) 質問等の受付・回答

本募集に関し質問がある場合は、以下により提出すること。

ア 提出方法

「質問書」（様式第1号）を提出期限までに産業振興課アドレスへ電子メールにより提出すること。※提出先は12参照（以下すべて同じ）

電子メールの件名は「【質問書】福島県廃炉関連産業連携体制構築事業」とすること。

なお、電話による質問の受付は行わない。

イ 回答方法

質問に対する回答は、令和5年7月10日（月）に、産業振興課ホームページに公表する。ただし、質問又は回答の内容が、質問者の具体的な提案事項に関わるものについては、質問者にのみ回答する。

(2) 参加表明書の提出

プロポーザルに参加する意思のある者は、「参加表明書」（様式第2号）を提出期限までに下記により提出すること。なお、この提出がない者の企画提案は受け付けない。

ア 提出方法

産業振興課へ電子メールにより提出し、電子メールの件名は「【参加表明書】福島県廃炉関連産業連携体制構築事業」とすること。

イ 回答方法

受領後、参加資格等不備がない場合は、参加表明書に記載の電子メールの宛先へ確認結果を通知する。

8 企画提案書等の提出

プロポーザルに参加する意思のある者は、「参加表明書」(様式第2号)の提出を行った上で、企画提案書等を提出期限内に提出すること。

(1) 提出方法

産業振興課へ郵送又は持参

※持参による提出の受付時間は、県庁開庁日の9時00分から17時00分までとする。

郵送の場合は、封筒に「企画提案書在中」の旨を朱書のうえ、簡易書留等配達記録が残る方法とすること。

(2) 提出すべき書類

①企画提案書 (様式第3号)

②事業実施計画書 (様式第4号)

※任意様式可。ただし、様式に記載の項目は同一とし、A4 横向きの場合は、2in1(片面)にて提出すること。

③委託費内訳書 (様式第5号)

④定款の写し

⑤法人登記簿謄本(履歴事項全部証明書)

⑥直近の事業年度の決算書類(貸借対照表及び損益計算書)

(3) 提出部数

5部(正本1部、副本4部)

(4) 企画提案書の内容

仕様書に基づき、以下の事項に注意して作成すること。

①企画提案書は、仕様書の内容を網羅した内容とし、業務の実施体制やスケジュールを含めて記載すること。

②仕様書に記載している各業務を円滑に着実に遂行できる具体的な提案を行うこと。

③仕様書に記載されている各業務の実施方法について具体的な提案を行うこと。また、各業務をどのように連携して実施するかについて具体的に提案すること。

④予算の範囲内において実施できる効果的・効率的な調査方法や情報の分析、検証方法等がある場合には、独自提案として具体的に提案すること。また、業務の一部を外部に再委託する際には、企画提案書にその旨明記すること。

(5) その他留意事項

①複数提案の禁止

参加者は、複数の企画提案書の提出を行うことはできません。

②提出後における企画提案書等の内容変更、差替えまたは再提出の禁止

③参加表明書(様式第2号)を提出した後に辞退する際には、辞退届(任意様式)を提出すること。

④プロポーザルに要する経費等は、参加者の負担とします。

⑤参加者は、参加表明書(様式第2号)の提出をもって、本要領の記載内容を承諾したものとみなします。なお、提案の実現可能性を検討するため、必要に応じて提案者に対し、任意で追加資料の提出を求めることがあります。

また、提出された企画提案書等は、返却しません。さらに、提出された企画提案書等

に係る第三者からの公文書開示請求に関しては、参加者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、開示しません。

9 企画提案書の審査方法、評価基準

(1) 委託候補者の選定方法

県が設置する「プロポーザル企画競争審査委員会（以下、審査委員会という。）」による審査とする。

プロポーザル参加者は、審査会当日に、先に提案した企画提案書に基づき、企画提案の内容に関するプレゼンテーションを行うものとし、審査会が以下の観点から審査し、最も優れたプロポーザル参加者及び次点者を特定する者とする。

※新型コロナウイルスの感染状況等により、オンラインや書面審査とする場合がある。

なお、参加者が1者の場合は、審査員が審査基準を踏まえ審査し、各審査員の平均が60点以上の評価をすれば、その提案者を業務委託予定者として選定します。

また、本プロポーザルは説明会を実施しないため、本要領や仕様書を確認のうえ参加すること。

(2) 審査結果の通知等

ア 審査の結果は、全ての提案者に対し結果を通知する。

イ 審査結果に対する意義申し立て、質問等は一切認めない。

ウ 委託契約候補者が契約を締結しない場合、時点の者と契約の交渉を行う。

(3) 審査基準及び配点

評価項目		配点
1 業務遂行体制に関する評価		25
① 実施体制	・本事業を実施するにあたり、支障なく業務遂行できる体制や人員を有しているか。 ・円滑に実施できる計画となっているか。	10
② 提案者の実績	・本事業遂行上、必要と考えられるノウハウや実績等を十分有しているか。	10
③ 県との連絡体制	・県内に活動拠点を有しているなど、情報共有や疑義等が生じた場合は速やかに打合せを実施できるか。	5
2 企画内容に関する評価		70
① 中核となりうる企業のコンサル支援	・企業の掘り起こし手法や課題抽出方法は適切か。 ・企業がステップアップする支援項目を整理できる提案になっているか。 ・スケジュールは妥当か。	25
② 情報共有の場の提供	・意見交換やワークショップの内容は具体的な提案でかつ情報共有のための有効な提案になっているか。 ・アクションプラン作成までのスケジュールは妥当か。	25
③ 国内の現地調査	・先進地の選定は妥当か。 ・アクションプラン検討に資する具体的な提案になっているか。 ・スケジュールは妥当か。	10
④ 海外の先行事例の文献調査	・先進事例の選定は妥当で、具体的な提案となっているか。 ・廃炉関連産業の事業構築や参入を目指す企業への効果が期待できるか。 ・スケジュールは妥当か。	10
3 費用対効果に関する評価		5
① 経費の積算	・適切に費用の積算がなされており、事業の効果を最大限高めるものと認められるか。	5
計		100

10 企画提案書の失格等

次のいずれかに該当する場合は、失格又は無効とする。

- (1) 提出期限を過ぎて参加表明書や企画提案書が提出された場合
- (2) 提出書類に虚偽の内容の記載がされていた場合
- (3) 提出書類に不備があった場合
- (4) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- (5) 参加表明書の提出期限から当該業務の契約締結日までの期間内に、提案者（役員）が刑法に定める容疑により逮捕又は起訴された場合
- (6) 本要領に違反すると認められる場合
- (7) プロポーザル審査委員会の委員又は関係者に企画提案書に対する援助を直接的又は間接的に求めた者が企画提案書を提出した場合
- (8) その他、県が予め指示した事項に違反した場合

11 契約等に関する事項

(1) 業務仕様書の協議等

選定した契約候補者と県が協議し、委託契約に係る仕様を確定した上で契約を締結する。なお、仕様書の内容は契約候補者が提案した内容を基本とするが、本業務の目的達成のために必要と認められる場合には、県と委託契約候補者との協議により、提案内容を一部変更した上で業務委託仕様書を作成することがある。

(2) 契約の締結

福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）に定める随意契約の手續に基づき、委託契約候補者から見積書を提出してもらい、予定価格の範囲内であることを確認して契約を締結する。

(3) 契約保証金について

委託契約候補者は、契約保証金として契約額の100分の5以上の額を、契約締結前に納付しなければならない。ただし、福島県財務規則第229条各号に該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

(4) 契約に関する条件等

受託者は、業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。業務の一部を第三者に委託する場合は、事前に県と協議して了承を得ること。

また、企画提案書に基づく委託業務を履行できなかつた場合において、再度の履行が困難又は合理的でないときは、県は契約相手方に対し契約金額の減額、損害賠償の請求、契約の解除、違約金の請求の対象とすることができること。

12 提出先・問い合わせ先

福島県商工労働部産業振興課（担当：市川、矢内）

住所：〒960-8670（県庁専用）

福島市杉妻町2-16（西庁舎12階）

電話：024-521-7283

E-Mail：business@pref.fukushima.lg.jp